

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり所在地及び収容人数の変更があった旨の報告があった。

令和四年五月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
市民会館 おおみや	(旧) 埼玉県さいたま市大宮区 下町三丁目四十七番地八	公益財団法人 さいたま市 文化振興事 業団	(旧) 千三 百七十人
	(新) 埼玉県さいたま市大宮区 大門町二丁目百十八番地		(新) 千四百 人